

電話加入権のバリュー再考

足羽会計事務所 税理士
足羽由美子



●PROFILE

1989年 慶應義塾大学大学院経営管理研究科
(慶應義塾大学ビジネススクール) 修了 MBA
1990年 足羽会計事務所 入所
・(財)国際協力サービスセンター(国際協力事業団JICA内)にて通訳業務
・MBA取得後、税理士として、中小企業への経営コンサルティング、税務・
会計、相続・事業承継、医業経営・経営セミナーなどの業務に携わり、
現在に至る
共執筆 「海外子会社の設備投資計画と国際税務」慶應義塾経営管理学会

多くの会社では、決算書に「電話加入権」が資産計上されている。これは過去に電話を設置・加入した際にかかった施設設置負担金が権利として計上されたものであろう。この電話加入権は非減価償却資産とされているが、その理由は①権利の額が時の経過により減少しないこと、②その権利を売買できる市場があり、自由に譲渡できること、である。

NTTによると、電話加入権は昭和27年、装置料・負担金として3万4千円でスタートし、現在の施設設置負担金は7万2千円、ただし、現在は加入時に全額支払うか又は全額支払う代わりに月々の使用料にオンされて支払っていくか選択可能であり、加入時に全額支払う人は全体の約1割と非常に少ないのが実情だという。

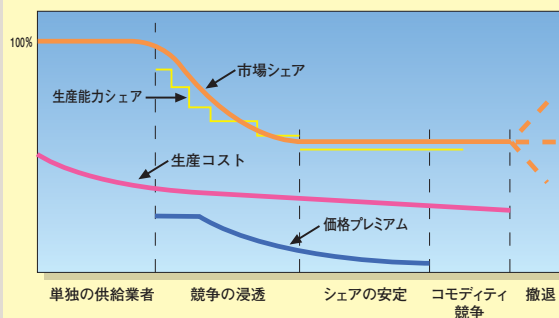
一方、携帯電話に関しては、平成8年12月から携帯電話の新規加入料は無料化され、契約事務手数料のみを支払えばサービスを受けられることになった。この契約事務手数料は、実質的に譲渡性がないと考えられるため、税法上においても、電話加入権と異なり、減価償却資産である電気通信施設利用権として取り扱っている。耐用年数は20年だが、取得価額が10万円未満であれば、事業供用年度の損金の額に算入可能である。

固定電話の電話加入権と携帯電話の電気通信施設利用権、いずれも税法上の取り扱いは上述したとおりであるが、その背景となる通信業界について少し述べてみたい。

携帯電話という新たな通信媒体の登場により、電話加入権自体がバリューをもっていた通信業界の過去のビジネスモデルは著しく変わった。固定電話の

IP化、課金の従量制体系、そして、デジカメ・音楽・テレビ等情報端末としての機能を備えた新世代の携帯電話など、新しい技術革新の環境でのさらに斬新なビジネスモデルが台頭し始めている。日本国内での携帯電話市場は競争サイクルでみた場合、急激な成長の後、過剰生産能力とコモディティ競争の段階に入っており、企業は新たな成長機会を探っている(図表1)。しかし一方、中国市場においては、日本企業は欧米企業に対し、戦略上のさまざまなハードルにより、競争力を発揮できていない。

図表1 競争サイクルの段階



出典：John B. Frey, "Pricing Over the Competitive Cycle,"

こうした市場経済の動きの中で電話加入権をとらえてみると、現在決算書に計上されている過去の電話加入権のバリューは実体を伴っていないといっても過言ではないだろう。今後、電話加入権の廃止を含めた見直しが求められ、それに伴い、過去の電話加入権の処理を税法上どう取り扱うのかという論議も当然必要になってくるであろう。税法は経済取引の実態に対応したものであるべきではないだろうか。